

平成24年度政府予算案 に関連する所見

(参考資料)

2012年3月22日

土居 丈朗

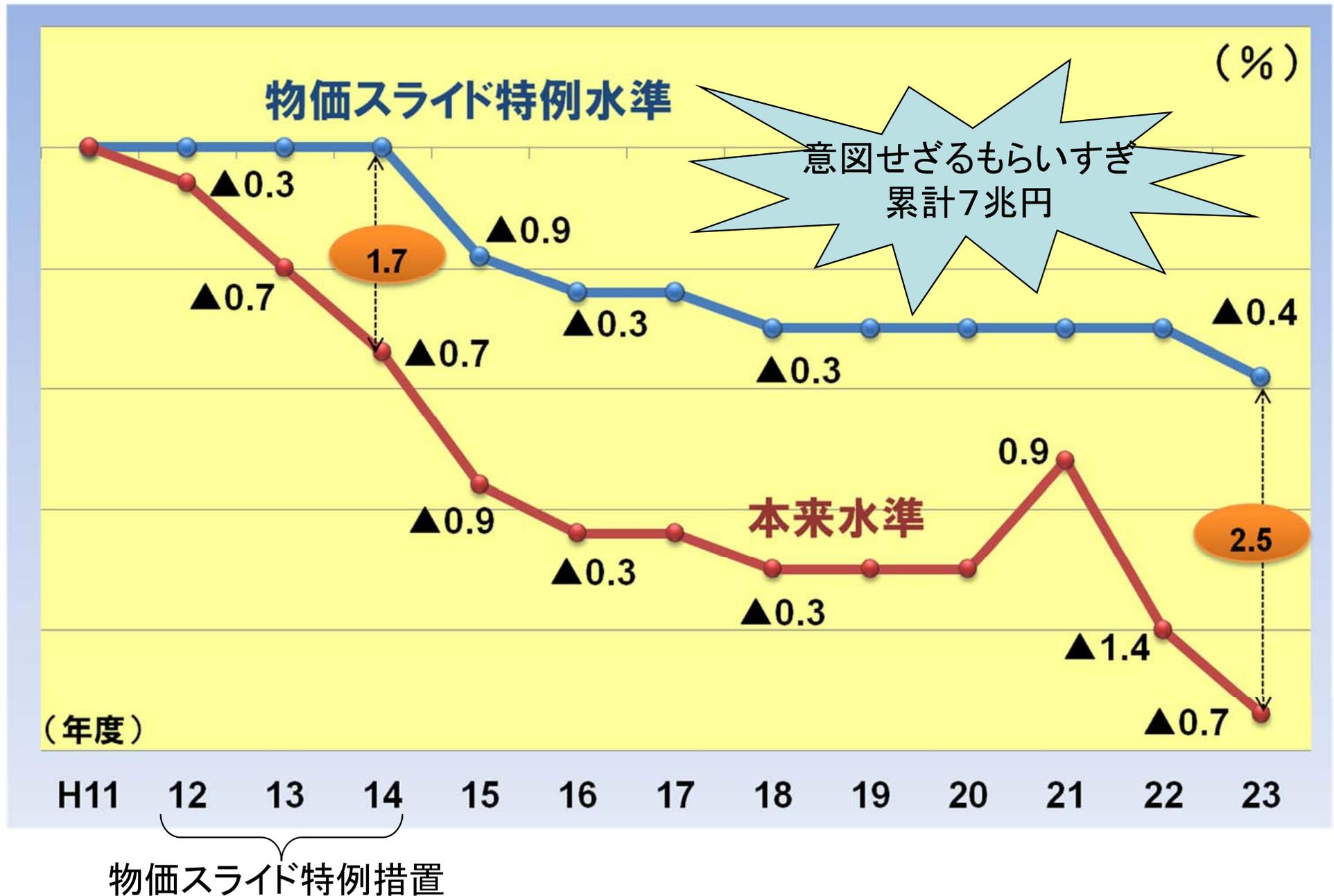
(慶應義塾大学経済学部)

<http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

平成24年度政府予算案の評価

- 税制抜本改革に道筋をつける税制改正
 - 給与所得控除の上限設定 等
- 社会保障の給付と負担をめぐる世代間格差縮小に向けた取組み
 - 年金の特例水準の見直し 等
- 財政政策の信認を失わないようにする取組みがさらに必要
 - 特例公債法案の早期成立を！
- 巨大地震対策も必要だが、ほぼ同確率で起こると見込まれる国債金利急騰対策も同程度に重要
 - 国債のこれ以上の増発は禁物

年金の特例水準



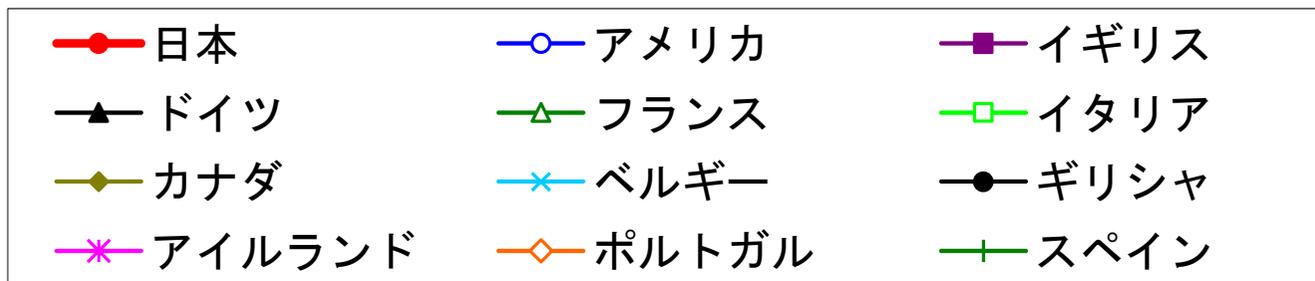
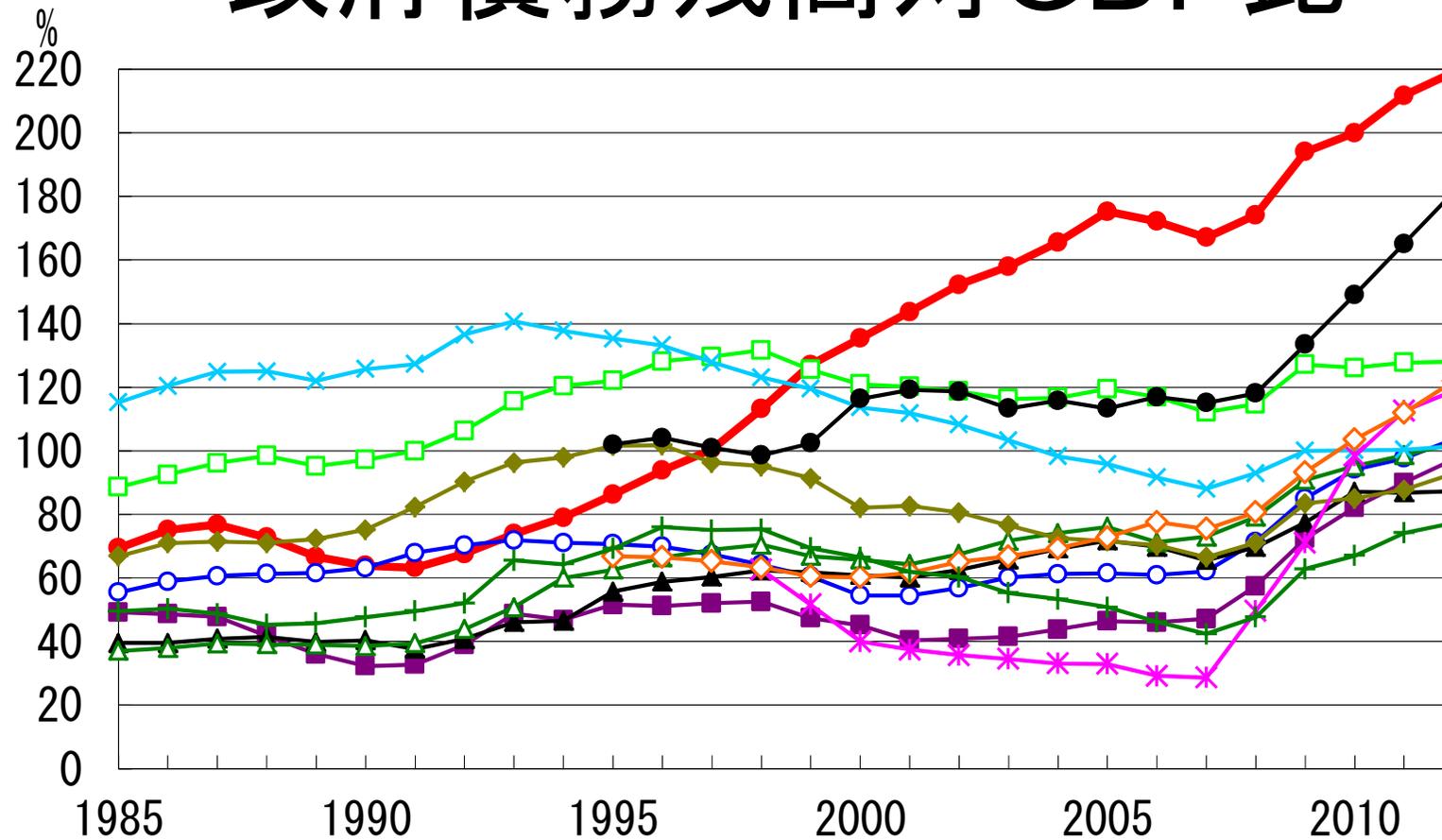
震災復興・経済成長・財政再建

□わが国が直面する課題

- 震災復興
- 社会保障制度改革
- 税制改革
- 経済成長促進、デフレ脱却
- 財政健全化、行政改革

➤「経済成長・デフレ脱却を先にし、財政健全化はその後で」と言っている時間的猶予はない。これらを同時達成する政策・改革の実行が不可欠。そして、それはナローパスだが実現可能

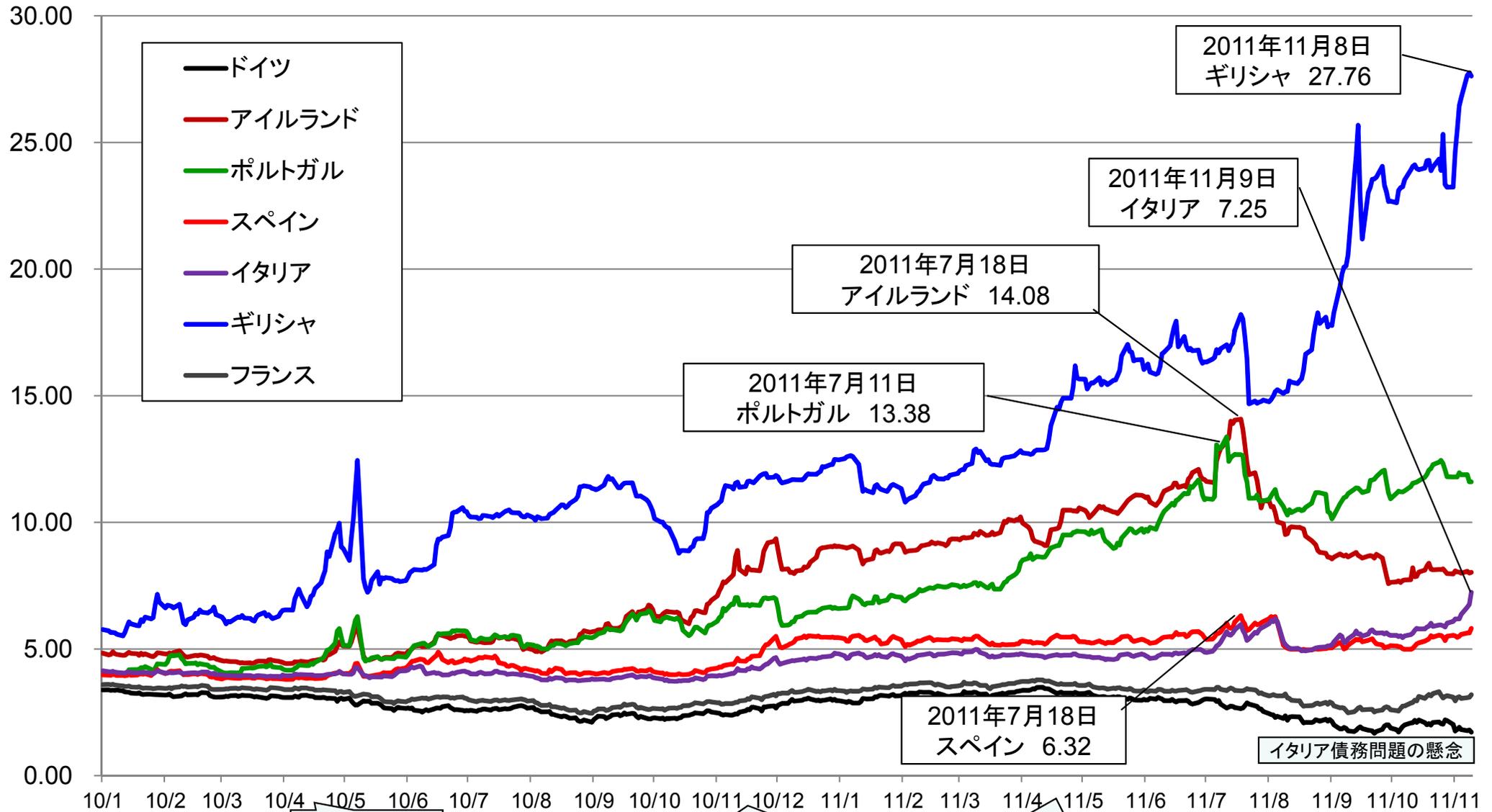
政府債務残高対GDP比



資料: OECD Economic Outlook

PIIGS諸国の国債金利の上昇（PIIGS… Portugal, Ireland, Italy, Greece, Spain）

PIIGS諸国の国債金利は、2010年4月のギリシャ支援要請以後、数度にわたる債務問題の顕在化を経て急激に上昇。特に、直近の最高値では、ギリシャ10年債は約28%、アイルランド10年債は約14%、ポルトガル10年債は約13%、イタリア10年債は約7%、スペイン10年債は約6%まで上昇。



(出所) Bloomberg

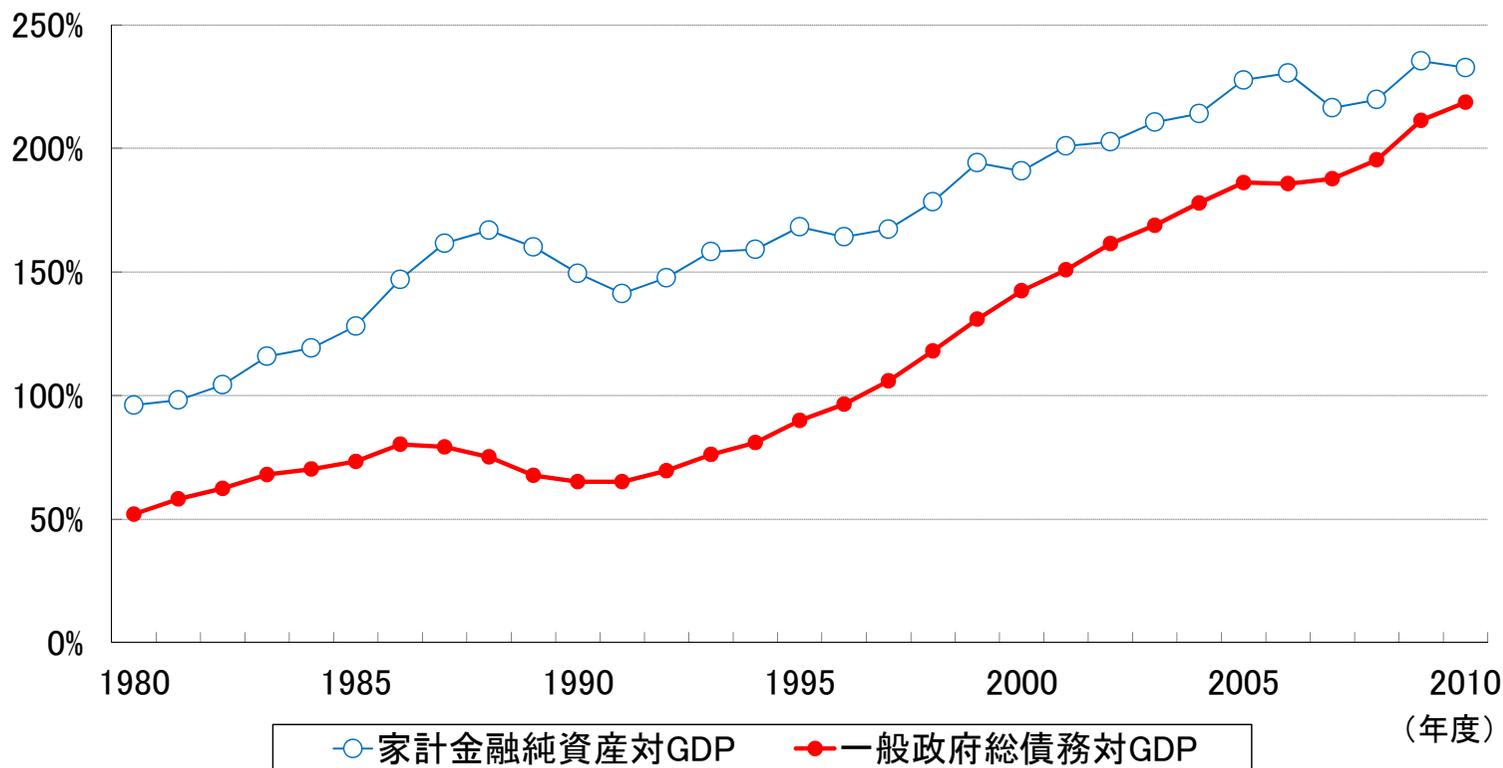
(注) 各国とも10年国債の金利。

該当する国債が市場に流通していない場合は、9年国債の金利を代用。

出典: 土居丈朗「財政の健全化について」財政制度等審議会配付資料2011年11月11日

日本国債の国内での消化余力

日本の一般政府債務と家計資産(対GDP比)

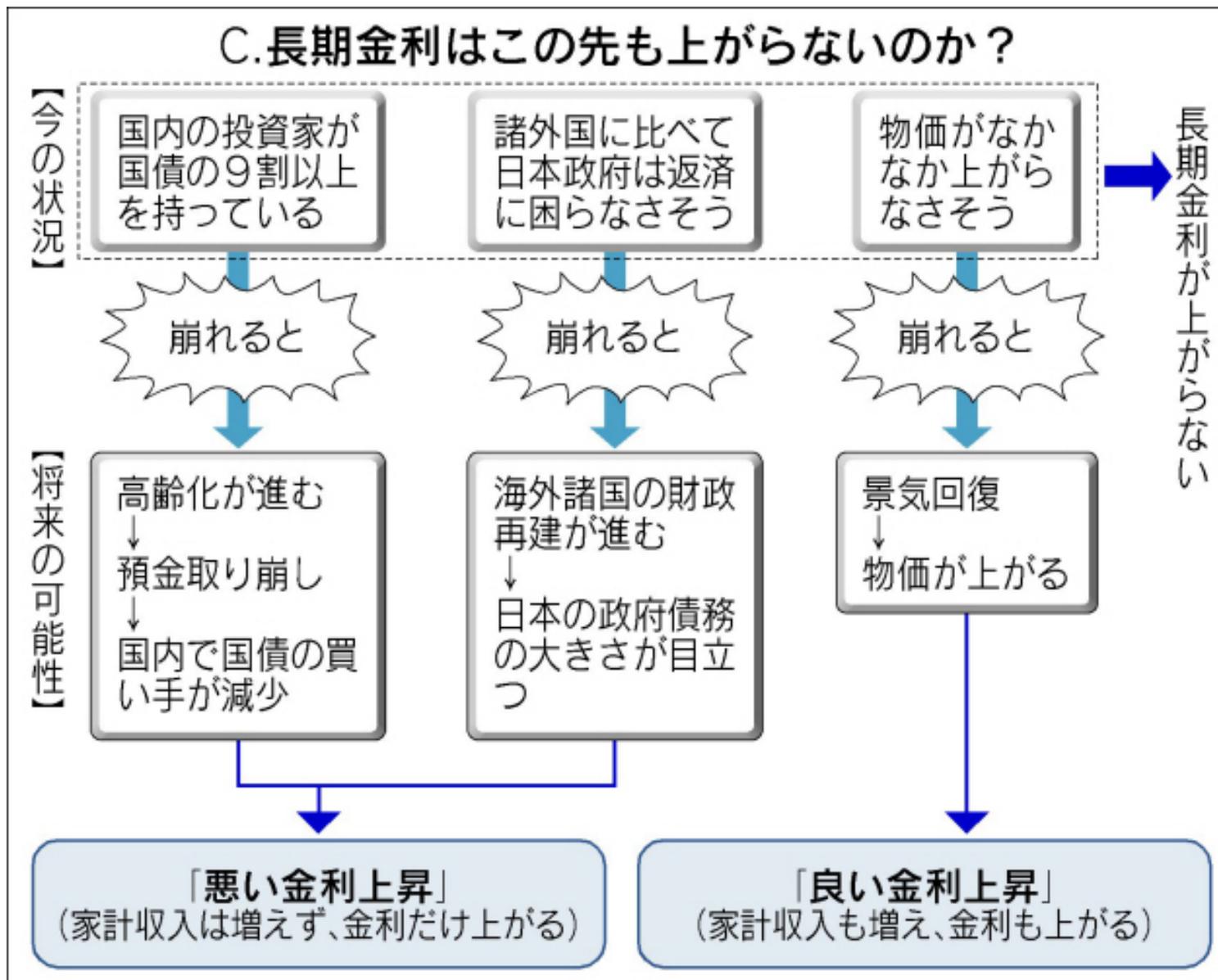


(注)各年度末の数値。

(出典)日本銀行「資金循環統計」(2011年9月末速報値)、内閣府国民経済計算(1980~93のGDPは2000年基準・93SNA、1994年以降のGDPは2005年基準・93SNA)

- 近年、家計資産と政府債務の差は縮小の一途
- 直ちに財政破綻になるものではないが、国際的金利裁定が働き、従来のような低金利では日本国債を発行できなくなる恐れ

金利上昇がもたらす影響



財政赤字が増えるとなぜ問題か？

財政赤字が増えると

先楽後憂

借金の元利返済費
がかさむ

将来、借金を返済す
るために増税が必要

より高い金利でない
と借りられなくなる

国民が欲する行政サービ
スの支出が増やせない
「財政の硬直化」

今の借金の返済負
担の大半を、将来の
国民(子や孫)が負う

国だけでなく企業や
国民も高い金利でな
いと借りられない

行政サービスの悪化

世代間の不公平を助長

経済活動が不活発
になり不景気に

利払費増が税の自然増収を上回る財政構造

○平成25(2013)年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

(単位:兆円)
()書きは「税収」の額

名目経済成長率 (上記の前提からの変化幅)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
+2%	0.9 (43.6)	2.2 (51.9)	3.5 (56.3)
+1%	0.5 (43.2)	1.1 (50.8)	1.7 (54.5)
-1%	▲ 0.5 (42.2)	▲ 1.1 (48.7)	▲ 1.7 (51.1)

○平成25(2013)年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

(単位:兆円)
()書きは「国債費」の額

金利 (上記の前提からの変化幅)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
+2%	2.0 (25.5)	4.9 (30.7)	8.3 (35.8)
+1%	1.0 (24.5)	2.4 (28.3)	4.1 (31.6)
-1%	▲ 1.0 (22.4)	▲ 2.4 (23.4)	▲ 4.1 (23.4)

前提	名目経済成長率	金利
25年度	1.4%	2.0%
26年度	1.5%	2.0%
27年度	1.6%	2.0%

経済成長率が上がれば金利も上昇

出典:財務省「平成24年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」

税収弾性値の大きさ(1)

◆日本の国税収入における税収弾性値

- 税収弾性値 = 税収増加率 ÷ 名目経済成長率

- 政府試算では、1.1

- 最近15年間の単純平均では約4

■「税収弾性値は4」には致命的な欠陥

- 税収弾性値の「単純平均」とは何か？

- 「平均」概念と「限界」概念の違い

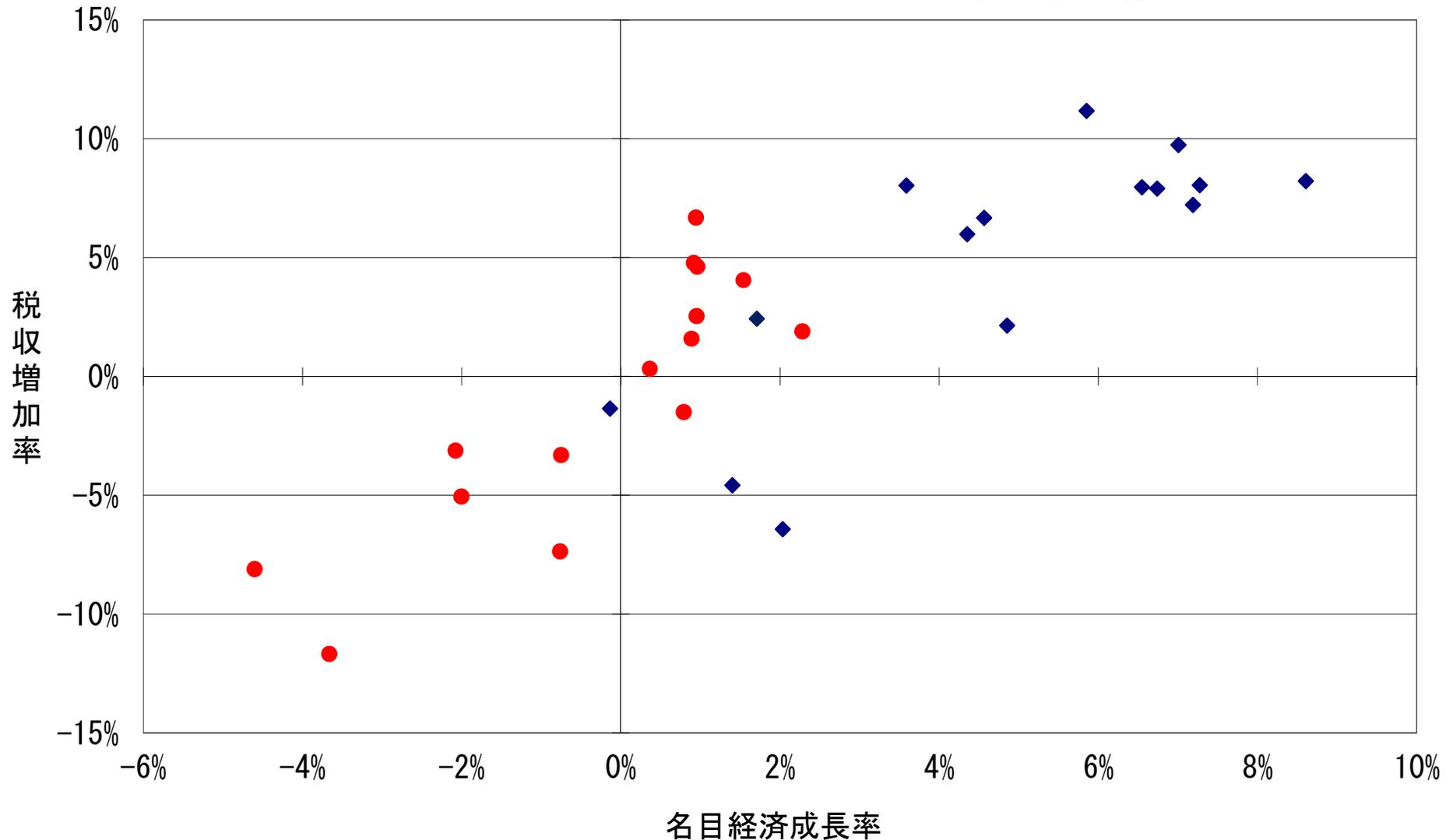
- 標本数が少ない。単回帰は問題。

→ 税収弾性値 = 約4は間違いで非科学的、

1.1は科学的に見てかなりいい線

税収弾性値の大きさ(2)

- 日本の国税収入における税収弾性値



注) 青点(◆)は1981~1994年度、赤点(●)は1995~2010年度

税収弾性値の大きさ(4)

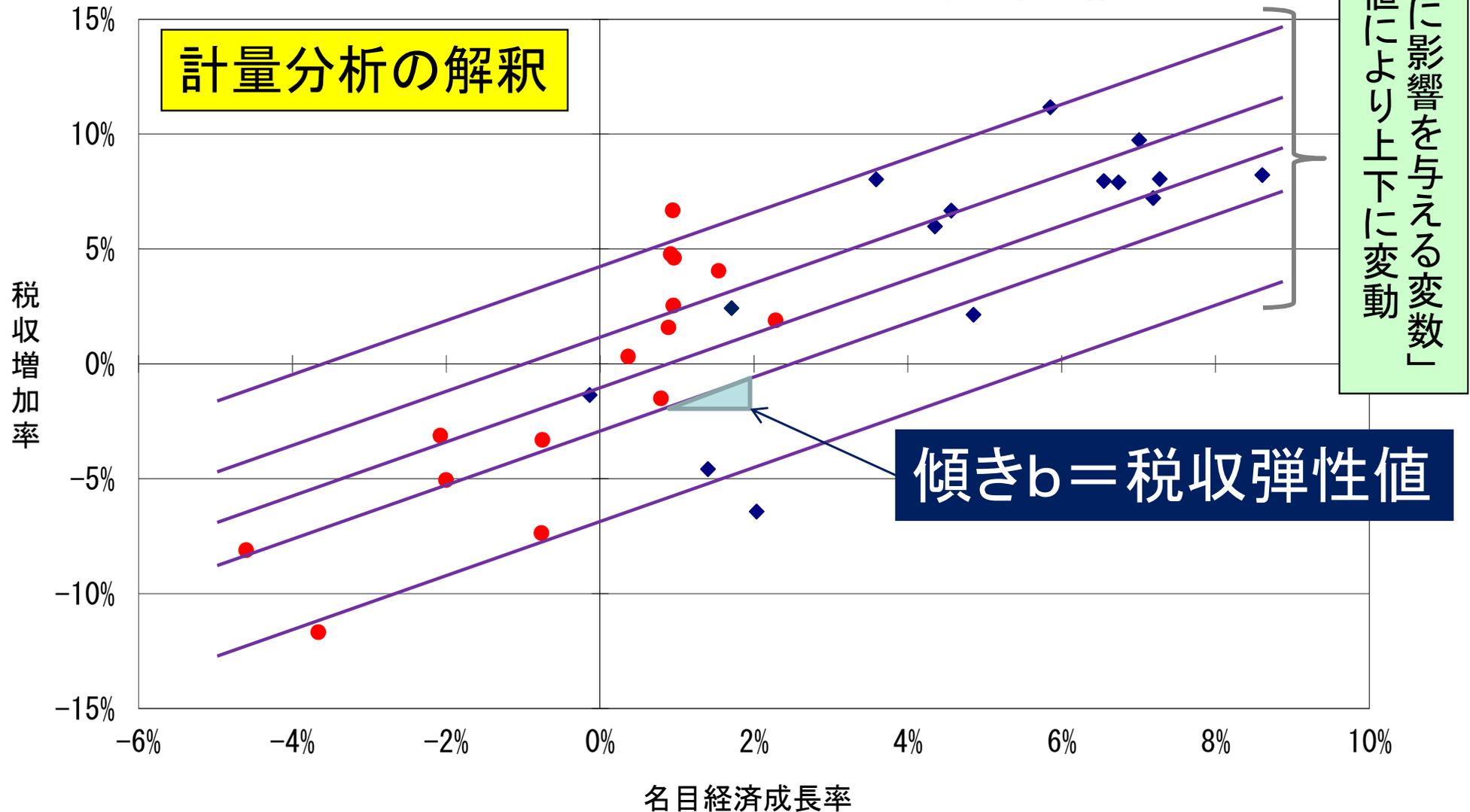
- 税収弾性値を計量経済学的に分析するなら・・・
- 税収増加率と名目経済成長率の単回帰では、他に影響を与える変数の動向を無視しており、計量経済学的にみて結果を信用できない
- 標本数が15では、回帰分析の信頼性がない
- ならば、

$$\text{税収増加率} = a + b \times \text{名目経済成長率} \\ + c \times \text{他に影響を与える変数}$$

を洗練された手法で計量分析すれば、
bの推定値が税収弾性値

税収弾性値の大きさ(5)

- 日本の国税収入における税収弾性値



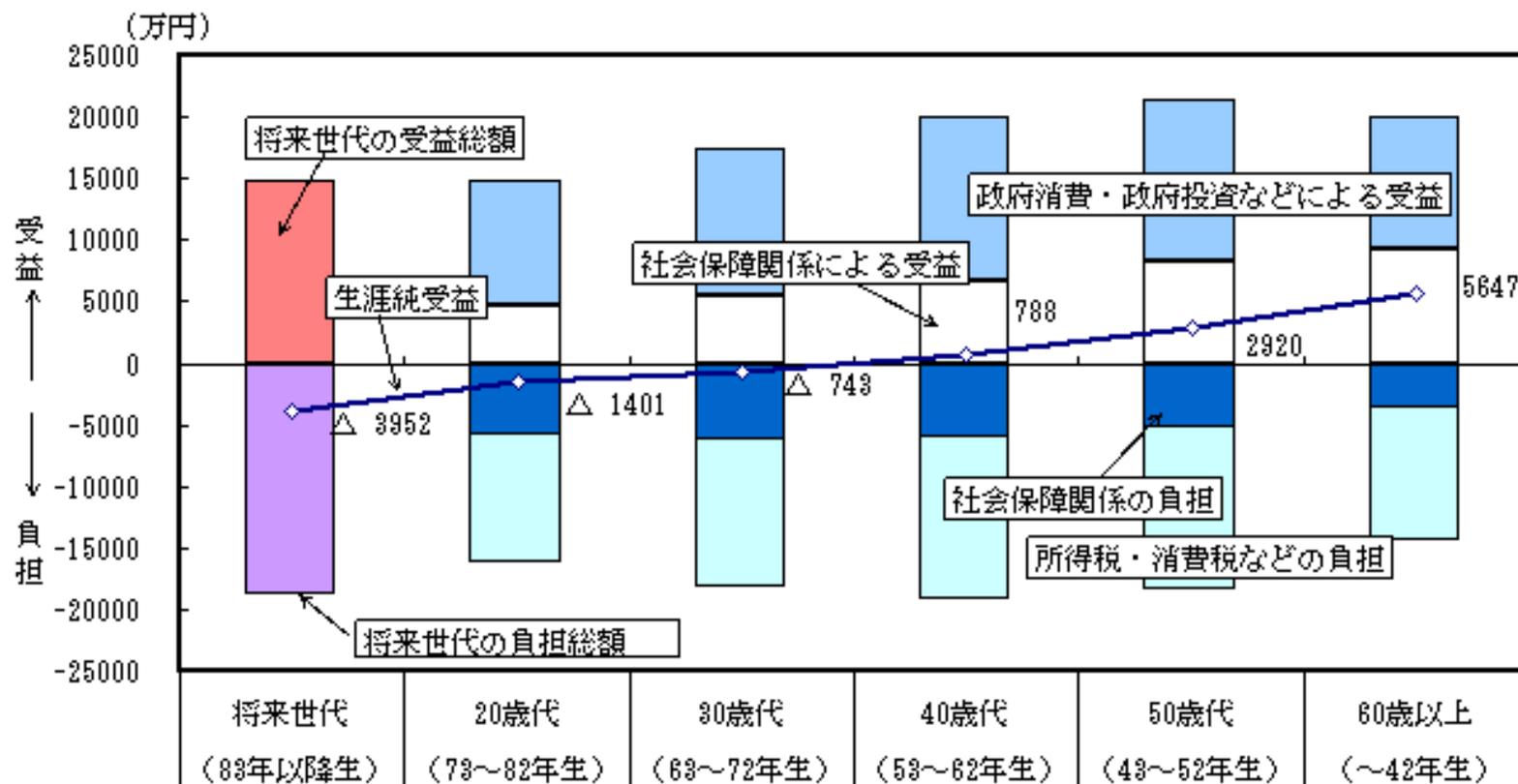
注) 青点(◆)は1981~1994年度、赤点(●)は1995~2010年度

税収弾性値の大きさ(6)

- 橋本恭之・呉善充 (2008)「税収の将来推計」, RIETI Discussion Paper Series 08-J-033.
- 税収弾性値を、租税関数を推定しながら分析
- 総税収の税収弾性値は1.07、国税については1.154、地方税については0.942
- 税収弾性値1.1という値は、個別に税収予測を積み上げた結果とそれほどかわらない
- 経済成長の促進は重要だが、成長率が高くなっただけでどしどし税収が入るわけではない

受益と負担の世代間格差

第2-2-13図 生涯を通じた受益と負担

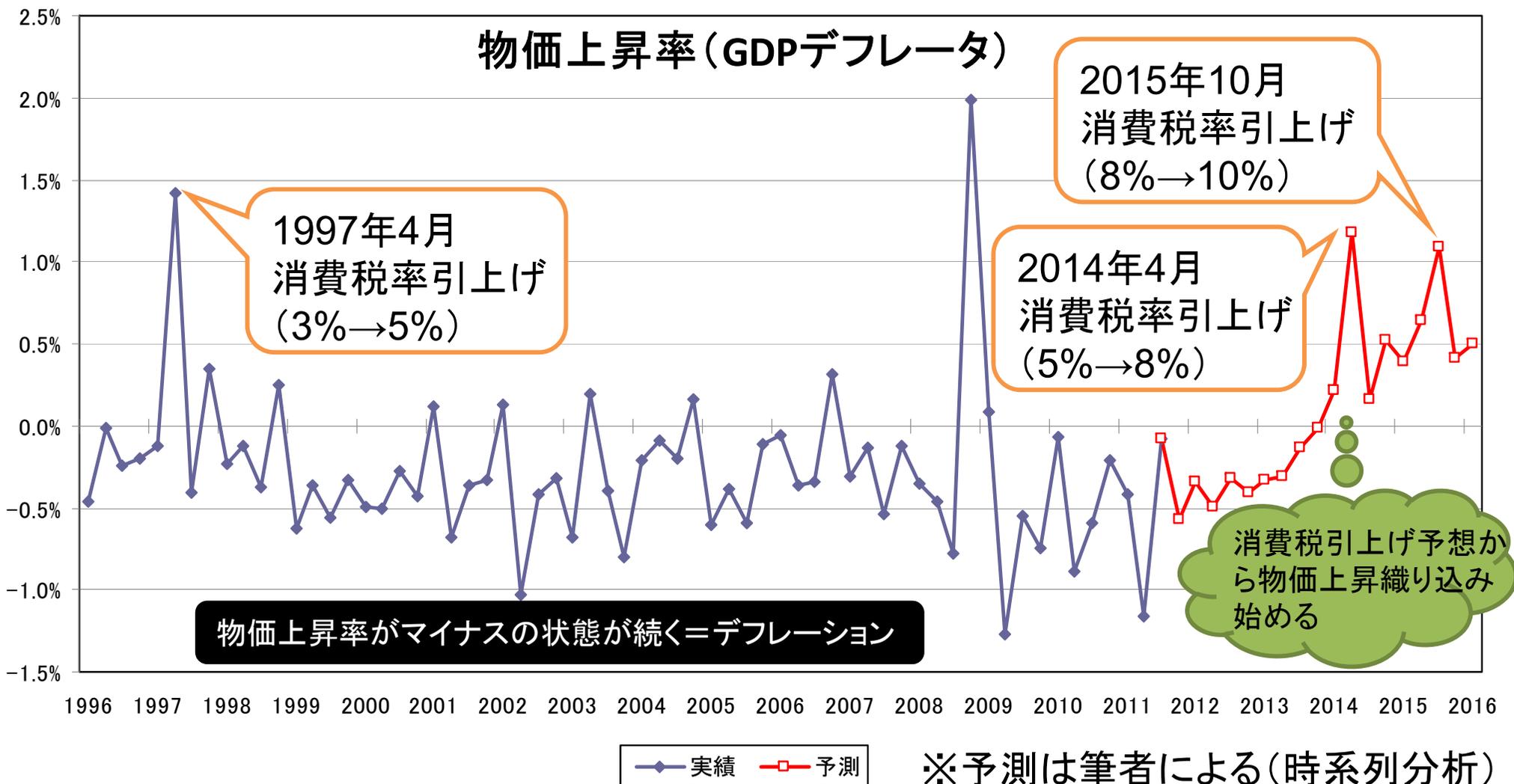


- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」「国勢調査」等により作成。
2. 世代別一世帯当たり生涯純受益(生涯純益総額-生涯負担総額)を算出したもの。
グラフ中の数値は各世代における純受益額(単位は万円)。
3. 将来世代については、最近時点(2001年)の受益水準が将来にわたって不変で維持される前提により算出。
4. 2004年の年金制度改革については、保険料固定方式を踏まえて法定された保険料(率)の引上げと、マクロ経済スライドによる給付調整を織り込んでいる。
5. 将来の経済成長率、利子率の仮定については、2010年までは「構造改革と経済財政の中期展望」の年度値を援用し、それ以降は経済成長率を2%、利子率を4%と仮定。
6. 試算方法の詳細については、付注2-3参照。

社会保障財源としての消費税

- 社会保障の税財源として、消費税が重要
 - 所得課税は、社会保険料として今後増大予定
 - 勤労世代に過重な負担を求めない財源
 - 貯蓄率低下が懸念される中で、貯蓄の二重課税を避けることができる → 経済成長に親和的
 - 消費税収は、景況に左右されにくい
- 同じ収入を得るのに、経済活動をいかに阻害しないようにして課税できるのは、どの税か、という視点が重要
- 世界的には、所得課税よりも消費課税が主流に（貯蓄や配当などの二重課税を回避できる）

予告付き段階的引上げでデフレ脱却



中小企業の価格転嫁を担保する方策は、下請法改正など要検討。ただし、価格転嫁しにくい元請下請関係は、原材料価格高騰でも生じる問題であって、消費税引上げとは独立して解決すべき課題。

消費税増税は円安要因

- 消費税増税をはじめとする財政収支改善（財政健全化）は、円安要因となる
- 財政収支改善→国債発行減少→日本の金利低下要因一※→円をドルに替える取引増→円安
※国際的な金利裁定（日米で金利が等しくなる方向に取引が起こる）
- 段階的な消費税増税により、将来の税率引上げを見込んで買い控えが減少
→民間消費の前倒し効果
- 消費税増税を見込んで貯蓄増（消費減）となる可能性は極めて低い（なぜなら、わが国においては公債の中立命題が成り立たないとされる）

所得税・社会保険料と消費税の性質

- 若年世代は、所得税、社会保険料負担が多い
 - 高齢世代は、所得税をあまり支払わない
 - 消費税は、若年世代と高齢世代の間で、支払額の分布の差異が小さい
 - 他方、社会保障の負担と給付について、世代間格差が顕在
- 世代間格差是正の観点では、消費税を用いるのが適している

経済成長と税制

- 税収構造が経済成長率に与える影響
 - 消費税は、税収に占める割合が高まる程経済成長と親和的に
 - 所得課税は、税収に占める割合が高まる程経済成長を阻害

税収に占める 構成比	個人所得課税	法人所得課税	消費課税
係数の推定値	-1.13	-2.01	0.72

被説明変数: 1人当たり実質GDPの対数値の階差

これらの係数は1%有意水準で有意

標本: 1971~2004年、OECD加盟国21ヶ国(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポルトガル、スウェーデン、アメリカ)

出典: Arnold, J., 2008, "Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries," *OECD Economics Department Working Papers* No.643.

消費税率と経済成長

	消費税率	実質経済成長率
日本	5.0%	-0.5%
イギリス	17.5%	4.1%
フランス	19.6%	3.0%
ドイツ	17.1%	1.9%
イタリア	20.0%	2.6%
スウェーデン	25.0%	3.9%
ノルウェー	24.5%	5.4%
フィンランド	22.0%	3.1%
デンマーク	25.0%	3.0%
オランダ	19.0%	3.5%
ベルギー	21.0%	3.4%
アイルランド	21.0%	4.0%
アイスランド	24.5%	8.4%
スペイン	16.0%	5.3%
ポルトガル	19.2%	3.1%

(2000～2010年平均)

消費税率(付加価値税率)が高いからといって経済成長率が低くなるわけではない。

今後、我が国に求められる「成長戦略」は、消費税率が欧州諸国並みになっても経済成長ができるような産業構造にすること

出典: 土居丈朗編著『日本の財政をどう立て直すか』日本経済新聞出版社

消費税にまつわる誤解

◆「消費税は逆進的」←間違い

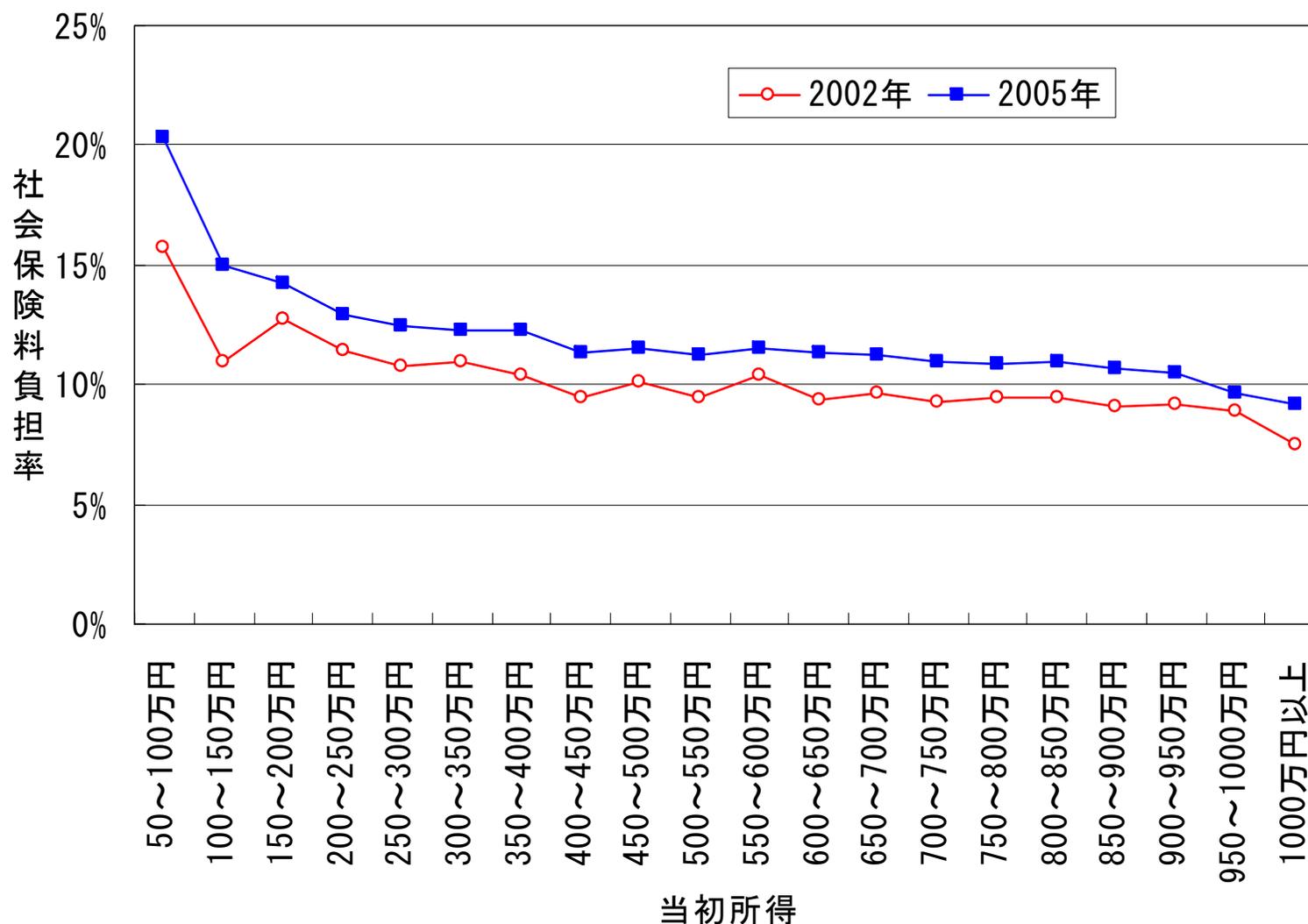
→消費は、人々が単年度だけ行うものでなく、一生にわたって行うもの

- 消費税は逆進的な税ではない。ただし累進的な税でもない。
- 「消費税は比例的な税」が正しい

Aさん	1年目	2年目	計
所得	100	100	200
消費	100	100	200
貯蓄	0	0	—
消費税	5	5	10

Bさん	1年目	2年目	計
所得	400	400	800
消費	200	600	800
貯蓄	200	—	—
消費税	10	30	40

社会保険料の逆進性



資料：厚生労働省「所得再分配調査」

社会保険料負担率 = 社会保険料拠出額 ÷ 当初所得

所得課税と消費課税の役割分担

- 消費課税は効率性をより実現できるが、垂直的公平性は実現しにくい税
- 所得課税(社会保険料を含む)は垂直的公平性を実現できるが、効率性を阻害する恐れのある税
- これらのバランスを考えれば、効率性を実現すべく消費課税、垂直的公平性を実現すべく所得課税を行うという役割分担が必要
- 消費課税で累進課税の実現を期待することは、そもそも無理な話
- 所得課税と消費課税のどちらをどれだけ課税するかは、必要な税収を確保するために、効率性と公平性のどちらをどれだけ重視するかで判断する
- 低所得者対策は、消費税の軽減税率よりも所得税制における給付つき税額控除の方が有効

異時点間の課税政策

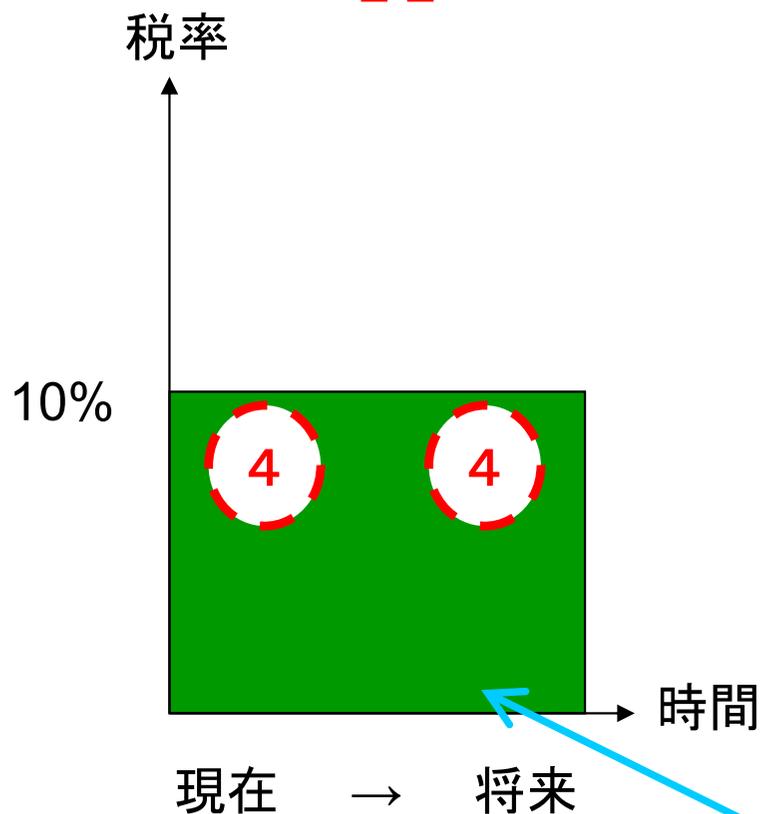
- **課税平準化政策**...バロー・ハーバード大学教授
 - 現在から将来にかけて増減する政府支出を所与として、資源配分に歪みを与える租税が存在するとき、異時点間の税率は、時間を通じて一定の税率で課するのが、課税に伴う超過負担(死荷重:経済活動を阻害する度合い)を最小化にできて望ましい。
 - 課税による超過負担を抑制
 - 異時点間の資源配分を効率化
- ※課税に伴う超過負担(経済活動を阻害する度合い)の大きさは、(限界)税率の2乗に比例する

Barro, R., 1979, "On the Determination of the Government Debt," *Journal of Political Economy* vol.87, pp.940-971.

課税平準化理論 (イメージ)

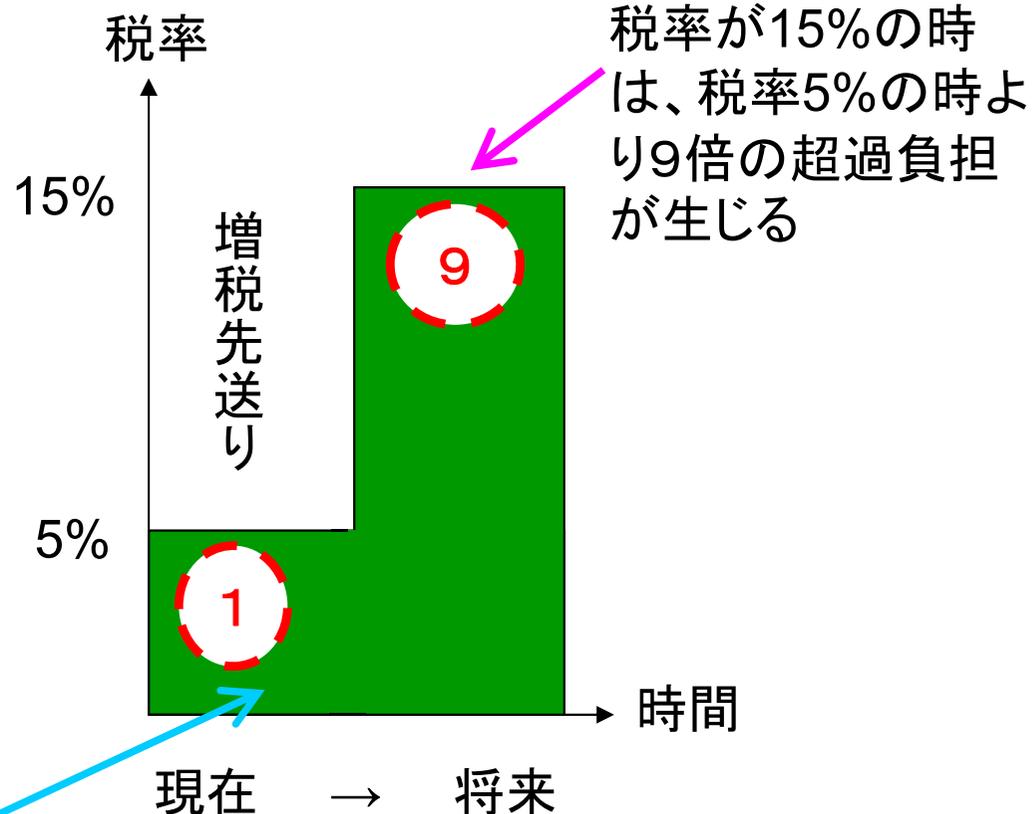
better

超過負担: $\boxed{8} = 4 + 4$



worse

超過負担: $\boxed{10} = 1 + 9$



税率が15%の時は、税率5%の時より9倍の超過負担が生じる

同じ要調達額 (割引現在価値)

税率5%のときの超過負担を1と基準化すると...